

「週休2日工事」実施マニュアル

【森林土木事業編】

令和8年4月1日

小林市

(趣旨)

第1 このマニュアルは、小林市が発注する建設現場の「週休2日」の確保に向けた課題を把握し就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「週休2日工事」実施マニュアル【一般土木・上下水道・農業土木事業編】は別途定める。

(用語)

第2 このマニュアルで、次の各号に掲げる用語の意義はこの各号に定めるところによる。

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5% (8/28日) 以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、現場閉所率が、28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に当てはまる期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象工事は、小林市が発注する森林土木事業の全ての建設工事(災害時の応急工事や緊急施工工事など、週休2日を確保することが困難な工事は除く)とし、その全てを月単位の週休2日の対象とする。

2 月単位の週休2日工事は、特記仕様書において、月単位の週休2日工事の対象工事であることを記載するものとする。

特記仕様書記載例（第 1 章第〇〇条に記載するものとする。）

第〇〇条 休日の確保

この工事は、月単位の週休 2 日工事の対象工事である。

実施するときは、『「週休 2 日工事」実施マニュアル【森林土木事業編】に基づき行う。

実施マニュアルは、小林市ホームページから入手できる。

（実施手続）

第 4 受注者は工事着手前に月単位の週休 2 日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第 6 項までの規定を適用する。月単位の週休 2 日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、月単位の週休 2 日工事の実施を希望しない場合は、通期の週休 2 日工事の対象とする。

通期の週休 2 日工事においては、次項から第 6 項までの規定を月単位の週休 2 日から通期の週休 2 日に読み替えて適用することとする。

2 受注者は施工計画書に月単位の週休 2 日を前提とした計画工程表を付けて発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には月単位の週休 2 日の対象期間と現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪などで予定外の現場閉所を行うときは、そのことを監督員に連絡するものとする。

4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月 1 回程度を目安とし、週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合は、毎月の確認は不要とする。

5 受注者は、週休 2 日工事に取り組むことを工事看板などに明示するものとする。

6 受注者は、月単位の週休 2 日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表などを付けて発注者に報告するものとする。

（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価・土木工事標準単価の補正）

第 5 月単位の週休 2 日工事においては、当初設計から別表 1（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正）、別表 2（市場単価の補正）、別表 3（土木工事標準単価の補正）における通期の週休 2 日補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休 2 日工事の実施後、現場閉所率が月単位の週休 2 日を達成した場合は、月単位の週休 2 日補正係数分を

増額して変更契約する。また、現場閉所率が通期の週休2日を達成できなかった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

(留意事項)

第6 週休2日工事を実施するときは、次の各号に注意するものとする。

(1) 受注者が現場閉所日と定めた日で、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害などの緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時などの安全パトロールの実施や、保守点検などの現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会など、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合以外の取扱いは、受注者・発注者間の協議で決定するものとする。

(2) 発注者は、緊急時などやむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示などは行わないこととする。

(3) 受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

附 則

1 このマニュアルは、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2 『「週休2日工事」実施マニュアル(令和7年4月1日)』は廃止する。なお、このマニュアルの施行前に、『「週休2日工事」実施マニュアル(令和7年4月1日)』を適用した工事については、なお従前の例による。

別表 1

労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正

	閉所状況：4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）		
	通期の週休2日補正 係数	月単位の週休2日 補正係数	合計
労務費	1.02	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.00	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03
現場管理費率	1.03	1.02	1.05

※現場閉所率・・・対象期間に占める現場閉所日数の割合

別表 2

市場単価の補正

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
防護柵設置工 （落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工 （落石防止網）		1.01	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04

法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.03
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04

別表3

土木標準単価の補正

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
塗膜除去工		1.02	1.04
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04